

電力・ガス取引監視等委員会

第４回電力・ガス取引監視等委員会の検証に関する専門会合

議事録

日時：

令和2年11月25日 10：00～10：56

出席者：

山地座長、武田委員、田中委員、藤田委員、丸山委員

○恒藤総務課長　それでは、定刻となりましたので、ただいまより、電力・ガス取引監視等委員会第４回の電力・ガス取引監視等委員会の検証に関する専門会合を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められているという状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者、随行者は受け付けないこととさせていただいております。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っております。

それでは、議事に入りたいと存じます。以降の議事進行は、山地座長、よろしくお願いいたします。

○山地座長　座長を務めております山地です。

本日は、これまで３回にわたって御議論いただいた内容の取りまとめでございます。事務局に、これまでの議論を踏まえて取りまとめの案を用意してもらっていますので、これについて委員の皆様にご議論いただきたいと思います。

では、事務局から説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　資料３でございます。これまでの議論を踏まえて、事務局で作成いたしました取りまとめの（案）でございます。

一度素案の段階で皆様に見ていただき、いただいたコメントを反映したものとなっておりますが、細かい表現ぶりも含めて御確認をいただいたほうがいいと思いますので、少し長くなりますが、丁寧に御説明をさせていただきます。

まず、６行目から、「検証の背景」を記載してございます。

それから、進んで、27行目、2.「検証の進め方」ということで、どうやって検証を進めてきたかということに記載してございます。

それから、また少し飛びまして、3ページ目、42行目から、「電取委について」として、どういう組織であるかをまとめてございます。

43行目から「電取委が設立された経緯」、50行目から「電取委の概要」として、1)「組織・体制」、58行目、「委員長及び委員」、それから、64行目から「電取委の役割」を記載してございます。

これについては、まず71行目から、法律により電取委が処理するとされている事務を箇条書きで記載した上で、次のページ、95行目から、その事務を分かりやすくまとめて記載をし、この電取委の役割につきましてはこの後の分析において重要な点ということでございますので、102行目から、これらをまとめると、電取委の役割は、法律に明記されていないものの、その専門的な知見を活用し、経済産業大臣に意見等することによって、電力の適正な取引の確保を図ることが主目的であると言える、と記載してございます。

続きまして、6ページ、105行目からが電力分野における電取委の取組についての評価でございます。まず、106行目、小売全面自由化についての記載でございます。107行目から、システム改革が当初狙っていたことがどのようなことであったかを記載をし、115行目から「現在の状況の評価」といたしまして、116、新規参入者のシェアが増加し、多様な料金メニューの登場により需要家の選択肢は拡大するなど、電力システム改革は着実に進んでいると言える、と記載してございます。

119からは、現状についての詳しい記載でございます。

その後、何枚か参考資料がつけてございます。

11ページ目、150行目から、「電取委のこれまでの取組についての評価」ということで、151から、まず電取委が何を期待されていたのかというのを書いた上で、156ですが、こうした観点から、当分野におけるこれまでの電取委の取組を評価すると以下のとおりといたしまして、その下、まず160、「電力の小売営業に関する指針」を策定した。それから、162、これまで5,000件以上もの需要家の相談にきめ細かく対応。それから、166、不適正な営業行為等には業務改善勧告や文書指導、口頭指導によりそれを是正するよう指導。それから、170、電気の小売規制料金の経過措置を解除する基準について整理をし、2020年4月時点では全ての地域において小売規制料金の経過措置を存続させることが適当と判断することを行っている」と記載をし、176から、電力の小売市場については、新電力のシェアも年々

拡大し、旧一般電気事業者間の競争も活発化している。他方で、消費者トラブルが急増するといった状況は見られていない。このような市場の状況も踏まえると、電取委がこれまで講じてきた取組は、十分に効果を上げてきたと考えられる。このように電力の小売市場の分野において、これまでのところ、電取委は十分に期待された役割を果たしてきていると評価できる、としてございます。

それからまた参考資料がついておりまして、14ページ、189からでございますが、今後注力すべき事項については、これまでの審議を踏まえて3点記載してございます。

190、さらなる競争の促進には、消費者が正確な情報を得やすいことが重要。したがって、小売事業者における電源構成等の情報提供の充実や、料金の比較サイトの公平性・中立性の確保などについて、引き続き注力していくべき。また、電取委自らも、消費者向けの広報を充実させることが重要であるという点。

それから、195、料金メニューがさらに多様化する中で、他の商品とのセット割引において複雑な解約手続とするなど、これまでになかった競争制限的な行為が生じることもあり得る。電取委は、こうしたものも含めて、不適正な営業行為等があれば、迅速に対応することが重要。

それから、199でございますが、電力システム改革が当初期待していた、需給逼迫時に価格シグナルに応じて需要を抑制するといったデマンドレスポンスの取組は未だ広く普及するには至っていない。

203、電取委においても、こうした取組拡大に向けてより積極的な役割を果たすことが期待される、としてございます。

続きまして、205からが卸電力市場についての記載でございます。まず、206に「電力システム改革が当初狙っていたこと」を記載した上で、212行目から、「現在の状況の評価」として、まず、213から自由化当初の状況を書いた上で、参考資料を挟みまして、226行目からでございますが、卸電力市場の現状は以下のとおりであり、スポット市場における取引量が2020年3月時点で電力需要全体の35%に達するなど、新規参入の小売事業者が卸市場を通じて必要な供給力を確保できる環境は実現しつつある。また、スポット市場等による取引を通じ、広域メリットオーダーによる発電計画の最適化が図られるようになるとともに、適切な価格シグナルが発信されるようになってきている。このように、卸電力市場の改革は着実に進んでいると言える、とまとめてございます。

232からはそれらの具体的な記述でございます。

また参考資料を挟んで、248からでございます。「電取委のこれまでの取組についての評価」ということについては、249行目から、電取委に何を期待されていたのかというのを書いた上で、254から、これまでの電取委の取組を評価すると以下のとおりといたしまして、256、望ましいと考えられる行為や問題となる行為を改めて整理し、より具体的な記載となるよう、「適正な電力取引についての指針」の改定を建議した。

261、高値でスポット市場に売り入札を行っていた東京電力エナジーパートナーに対して業務改善勧告を行うなど、問題のある行為について是正を指導。

それから、266辺りから、旧一般電気事業者の社内取引の取引所を介した売買（グロスビディング）を促進。

268、旧一般電気事業者等が買い取ったF I Tの余剰分は、全量スポット市場に売り入札するとともに、その価格は0.01円とすることが合理的であると整理。

それから、271、旧一般電気事業者における発電・小売間の不当な内部補助を防止するため、各社に対して内外無差別に電力卸売を行うことをコミットするよう要請。

274、2020年7月に実施された容量市場のオークションについて、問題となる行為がなかったかどうか確認するとともに、その分析を通じ、経過措置等の在り方について、来年度に向けて検討を行うことが適当であると指摘したと記載し、280行目から、こうした電取委の取組の多くは、旧一般電気事業者が電源の大部分を保有するという市場構造の中で、卸電力市場における公正性を確保しつつ取引量を増加させ、市場メカニズムが機能するようにしていくという面において、実際に効果を発揮しており、時宜を得た適切なものであったと言えるとし、285、最後のまとめとして、卸電力市場の分野においても、これまでのところ、電取委は期待された役割を果たしてきていると考えられる、としております。

それから、291、この分野において電取委が今後注力すべき事項につきましては、これまでの議論を踏まえまして、まず、295行目でございますが、電取委が引き続きエリアごとの市場の状況を分析し、必要に応じて積極的に措置を講じ、その公正性を維持するとともに、競争を活性化していくことが重要とした上で、298から、今後、需給調整市場の本格運用など、関連制度の大きな変更を予定されており、これらの仕組みが全体として公正かつ効率的な市場として機能するようしていくことが重要。

302、具体的には、複数の市場をまたいだ相場操縦を含めて、適正でない取引を確実に防止するよう監視体制を強化するとともに、旧一般電気事業者における発電部門＝小売部門間の不当な内部補助の防止や容量市場の監視など、引き続き市場の公正性の確保に注力し

ていくべき。

306、制度改善や制度設計についても、308からですが、積極的に検討し、提案等をしていくことが望ましい。その際、社会全体の取引費用を下げるという観点にも留意することが重要であるとしてございます。

続きまして、311から送配電関連分野についてでございます。まず、312からシステム改革が当初狙っていたことを記載し、322から、現状の評価として、送配電関連分野の制度改革は、以下のとおり、着実に進んでいると記載し、324行目から現状を詳しく記載してございます。

参考資料を挟みまして、346から、電取委の取組についての評価でございます。

350、送配電事業者が適正に託送供給業務を実施することを確保するため、という面で期待されていたことについて、354でございますが、こうした点について、電取委は以下の取組を行っており、期待された役割を果たしてきていると言える書いた上で、356から具体的に取組を書いてございます。

356、託送料金の審査を適正に実施、託送料金の事業評価を実施したこと。それから、360、問題ある行為があれば、それを速やかに是正するよう勧告等を行った。

363、送配電部門の法的分離と併せて導入される行為規制の詳細について具体化し、経済産業大臣に建議をしたといったことを記載してございます。

それから、365からは、電取委は制度面で改善すべき点等あれば建議することなどが期待されているとした上で、368から、これに関して電取委は、370でございますが、積極的に検討を加え、改善等の提言を行ってきているとし、372、調整力の公募調達に関するガイドラインの策定の建議。それから、377、現行のインバランス料金の動きを分析し、それを踏まえて、複数回にわたり制度の改正を提言。2022年度以降の新たなインバランス料金の詳細設計を行い、それを提言したとしてございます。

380でございますが、この部分につきましては、送配電部門が行う需給調整が適切な仕組みとすることの重要性を書いた上で、384に、電取委のこれまでの取組はこの実現に大きく貢献していると言える。

388、その意義は大きいと考えられると、少し今後の重要性を強調する記載としてございます。

389に、まとめとして、このように送配電関連の分野においても、これまでのところ、電取委は期待された役割を果たしてきていると考えられる、としてございます。

401行目から、送配電部門において今後注力すべき事項でございますが、これについては、新たな託送料金制度への対応が重要であるということを記載してございます。

408から、新たな託送料金制度においてはということで、411行目でございますが、それにより効果的に機能するためには、一般送配電事業者が停電時間を低減する等のサービスレベルの向上を図り、同時にコスト効率化を進めることを促すよう適切にインセンティブが働く制度とすることが重要である。また、5年ごとに行う各社の事業計画と収入上限の審査を適切に実施することが重要である。

415、本制度は今後の送配電インフラ整備の要となるものであり、その詳細設計と料金審査を担う電取委の役割は大きい。

419でございますが、電取委においては、専門的知見を有する者を確保するなど、必要な体制を整備し、その設計と運用を適切に進めることが重要である、としてございます。

それから、422において、また、これと併せて導入することが予定されている発電側基本料金については、負担の公平性や適切な発電立地の促進等を通じた送配電費用の抑制の観点から重要な制度である。電取委は、適切な制度になるよう詳細設計を行うべきであるということも記載してございます。

次、430からがガス分野についての記載でございます。431から「ガスシステム改革が当初狙っていたこと」を記載した上で、440から、「現在の状況の評価」でございます。441行目、新規参入者のシェアが増加し、また、新規参入者から多様な料金メニューが提供されるようになっており、ガスシステム改革は着実に進んでいると言える、としてございます。

444からは、それを詳しく記載したものでございます。参考資料をまた添付してございます。

その後、465行目から、ガス分野における電取委の取組の評価。これについては、466から、期待されることを書いた上で、472から、電取委の取組を評価すると以下のとおりであるとし、474から、電取委は、小売事業者が遵守すべきルールを明確化した上で、問題となる行為等が見られた場合にはそれを是正するよう指導等を行っている。

それから、487、電取委は、一般ガス導管事業者から申請された託送料金の審査を適切に実施。その後、託送料金の事後評価を毎年実施。それから、491、これらに加えて、電取委は、ガス市場の特徴を踏まえ、競争活性化に向けて、特にガス供給源の拡大や小売事業者がガス供給源にアクセスしやすい環境づくりなどに取り組んできている、と記載をし、50

0行目から、こうした電取委の取組の多くは、小売全面自由化されたガス市場において適正な取引を確保し、また競争を活性化していく上で、実際に効果を発揮しており、時宜を得た適切なものであったと言える。

505行目、このようにガス市場の分野においても、電取委は期待された役割を果たしてきていると考えられる、としてございます。

511行目から、ガス分野において今後注力すべき事項ということで、512、ガス市場については、各エリアともガス製造設備を有している事業者の数が少なく、また、各エリア間がつながっていないことから、特に卸市場における競争が未だに限定的であるとした上で、515、電取委においては、こうした実情を十分に踏まえた上で、ガス市場における公正な取引の確保と競争の活性化に向けた取組を進めることが重要であるとし、その下に具体的な記載として、519からでございますが、大手事業者が内外無差別な卸売供給を行うようにしていくことが重要となる。

522、当面は、高額な違約金を取る長期契約の是正を図るとともに、新たに開始されたスタートアップ卸の取組について、それが有効に機能しているかを分析し、課題がある場合には改善を求めることが重要。

526、関連する市場として、L P ガス市場についても併せて分析することも考慮すべき、としてございます。

ガスについては以上でございます。

それから、528から、関西電力における金品受領問題に対する電取委の対応についても評価したということを記載してございます。

534から、「事案を把握した後の対応についての評価」でございます。

535、電取委に期待される役割は電力等の適正な取引の確保であり、536の後ろから、電力等の適正な取引の観点から問題となる行為があった場合には、その実態を把握し、是正や再発防止を求めるなどの対応を取ることが求められている。

539、この点に関して、関西電力が提出した第三者委員会の報告書によれば、本事案は電力取引とは直接関係のないコンプライアンス違反事案である。

542、それによって電気料金への影響があったのではないかという指摘もあるが、以下の理由から、今回の事案によって電気料金に何らかの影響があったとは考えがたいと記載をし、その次の545行目から、少し詳しくその理由を記載してございます。

556行目から、このように本事案は電気料金への影響も含めて、電力の取引において問題

があったものではなくと書いた上で、560行目、したがって、電取委に期待される役割はその専門的知見を活用して、電力等の適正な取引を確保することであることを踏まえると、本事案に対する電取委の対応については、特に問題となるものではなかったと考えられるとまとめてございます。

それから、564から、報道まで電取委が本事案を把握できなかったことについては、569から、今回の関西電力の事案は、上述のとおり、役員等が金品を受領していたといった事案であり、電力の取引において問題があったものではなかったことから、報道で明らかになるまで本事案を把握できなかったことについて、特に問題となるものではないと考えられる。

その上で、575から、監査についてでございますが、電気事業法に基づく監査は、電気事業法に基づいて適正に業務及び経理を行っているかどうかを確認するものであることから、役員等による金品受領の有無や工場発注の事前約束の有無を監査の調査対象とせず、結果として本事案を把握することができなかったのは特に問題があったとは言えない。また、電取委の相談窓口情報提供がなかったことについては、電力等の取引に関する相談をする窓口として設置され広報されており、本事案について、情報提供がなかったことは不自然なことではないという書きぶりにしてございます。

584から、これに関して、「今後講ずべき措置について」も記載してございます。585から、小売電気料金については、競争の中で料金が自由に設定される仕組みとなっており、と書いた上で、他方、588から、託送料金については競争がなく、また、現行制度においては定期的な洗い替えがない。したがって、仮に今後一般送配電事業者において工事発注の水増し等によって不正な支出増があった場合には、託送料金の値上げにつながるものではないものの、託送収支の超過利潤が減ることを通じて、託送料金の将来の値下げを遅らせることにつながる可能性はある。

595行目、今後、こうした事案の発生やそれによる規制料金の値下げ余地への影響をより確実に回避するため、送配電事業者における不適切な発注・契約による支出増については、超過利潤の計算において費用として扱ってはならないことを明確にするといった制度的な工夫を検討すべき。また、電取委は監査等において、各社がこれを適正に実施しているかを継続的に確認していくべきとしてございます。

それから、600行目から、「電取委への意見聴取なく業務改善命令が発出された事案への対応について」でございます。

これについては、613からでございますが、これまで御審議いただいた御議論を踏まえまして、613、こうした電取委の対応について、法執行に関与する機関として手続の適正性は重要であり、電力等の取引の市場の公正性を確保する役割を担う電取委が手続の瑕疵について甘い対応をするのは、行政の信頼性を損なうおそれがある。

617、したがって、本事案への電取委の対応としては、まずは業務改善命令の撤回を求め、その上で処分内容を精査すべきであった。

622、万が一今回と同様の事象が発生した場合には、内容の如何にかかわらず、まずは経済産業大臣に対し、処分の撤回を求めるべきである、という記載にしております。

飛びまして、645から「電取委の組織及び運営」についてでございます。まず、646行目から、現行の制度をまた書いた上で、662行目から、組織の在り方等についての評価ということで、663行目からでございますが、電取委は、問題となる行為等があった場合には、事業者に対して是正措置や再発防止を講じるよう勧告を行うなどの措置を講じている。これまでのところ、必要な取組を中立的かつ適切に講じており、それらによって問題となる行動は是正されており、効果を上げていると言える。さらに、電取委がこうした措置を講じるに当たって、意図していた措置が実施できない等の不都合が生じているといった事象は生じていないと考えられる。

670行目から、また、電取委は、23件の建議を行うなど、制度改正等についての提言も積極的に行っており、こうした取組を進めることが妨げられているといった事象は発生していないと言える。また、建議したものも、そのほぼ全てが制度改正に結びつき、提言の実効性という観点からも特に問題を生じていないと言える。

675、八田委員長自身も、これまでの意思決定において、中立性・独立性が侵されたことはないと述べているということで、677でございますが、電取委は期待された役割を適切に果たしてきていると評価され、その活動が制限されるといったことは生じておらず、さらに、その意思決定において中立性・独立性が侵されたことはないと考えられる。こうしたことから、電取委の現行の法的位置づけや委員の任命の在り方等に問題はないと評価できる、としてございます。

その上で、681でございますが、関西電力の事案に対する対応に関連して、その独立性が十分に確保されていないのではないかという指摘が出されていた。

684、その中立性・独立性について外部から疑念を持たれないようにすることにも努めるべきであるということも記載してございます。

686から「今後留意すべき事項」ということで、まずは687から、体制強化について記載してございます。688から、電取委が取り組むべき課題は量的にも質的にも拡大すると見込まれるとした上で、694、したがって、電取委が今後ともその役割を適切に果たしていくためには、事務局の体制強化が必要であると考えられる。

具体的内容といたしまして、697から、専門人材の確保・活用を今後さらに強化することが重要。大学や研究機関などの外部専門家について、より効果的な参画・活用の方法を検討することも重要。

700行目、外部専門家の活用に加えて、事務局職員全体の知見の向上も重要。特に専門的知見を有する任期付職員の知見が、組織内に蓄積・継承されていくようにすることが重要として、例えば、704でございますが、一部の職員については長期継続して電取委事務局において勤務するようにするといった工夫を検討すべきとしてございます。

それから、706から、独立性の観点から懸念されるのは、事務局職員が経済産業省の人事異動に組み入れられている点であると指摘をし、708、しかし、幅広い職務経験が職員の視野を拡大させ、能力開発に寄与することを考えると、現在の人事運用も否定的な面ばかりとは言えない。現行の運用を前提とするならば、独立性の確保に十分留意しながら、事務の遂行に当たることが期待されるということ。それから、712、今後は、電取委においても、IT関連の専門的知見が求められるといったことを記載してございます。

それから、717から2つ目の指摘として、「電取委のミッション及びその明確化について」書いてございます。718から、競争を活性化して市場メカニズムが機能するようにする、市場への信頼を守る、NW部門が適正な運用を確保するといったことについては、今後とも電取委が注力すべき点としていずれも重要であるとした上で、722から、再生可能エネルギーの導入拡大といった課題を効率的に実現していくことがこれから重要ということで、こういった課題についても競争や市場メカニズムを通じた効率性の向上という観点から、電取委が積極的に提言を行っていくことが期待される。

727行目から、現状、これらは必ずしも電取委のミッションとして法律等において明文化されていないが、継続性の観点から、何らかの形で明確化することの検討が望ましいとし、730行目でございますが、「適正な電力・ガスの取引の確保」に加えて、731、「公正な競争の促進」や「市場メカニズムを通じた効率性の向上」といったことをミッションとして何らかの形で位置づけることが考えられるとしてございます。

それから、734行目でございますが、現状、どのような場合に電取委が制度設計に携わる

のかが不明瞭なところがあるとした上で、738でございますが、電取委は、既存の制度の改善か新たな制度の設計かにかかわらず、その専門的知見を活用して貢献できる場合には積極的に検討し提案等をしていくべき。こうした役割を期待されていることについてもより明確にすることが望ましい、と記載してございます。

それから741行目、3つ目の留意点として、「透明性のさらなる向上や広報の強化等について」記載してございます。

742、電取委が引き続きその役割を果たしていくためには、公正・中立な機関として、今後とも信頼されることが不可欠。

745、透明性を高めるなどにより、外部からの信頼を高めることも重要。

それから、748、先ほどの記載をまたもう一度書いてございますが、外部から疑念を持たれることのないようにすることも重要であるということで、750行目辺りから、電取委の取組について、よりスピーディかつ分かりやすく情報発信することや、外形的・形式的な観点からより一層中立性・独立性を高めることも考慮すべきである、としてございます。

それから、753行目、消費者や各種の市場参加者が、正確な情報を得やすい環境をつくっていくことが重要であるとともに、電取委が、これらの者から意見や情報を吸い上げることも重要ということで、755、活動状況等について分かりやすい情報発信に努めるとともに、消費者等から意見や情報を寄せやすい工夫を講じていくことが重要、としてございます。

それから、759行目、業務改善勧告などの法執行の具体的な事例を積み重ねることによって、透明で中立的なルールを実質的に確立していくというアプローチもあり得るということも記載してございます。

最後、763、「おわりに」ということで、779行目でございますが、電取委においては、本報告書が指摘した事項を真摯に受け止め、今後重点的に取り組む課題を改めて整理をし、引き続き、求められる役割を適切に果たしていくことを期待したい、ということでまとめてございます。

以上が事務局で準備させていただきました取りまとめの案でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山地座長　御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまから、今、説明があった取りまとめ案について、各委員から御意見を伺いたいと思います。冒頭の説明にもありましたが、各委員に一度素案の段階で見ただいて、いただいたコメントは反映しているということでございますけれども、追加的

なコメントがあればお願いします。また、取りまとめの文章で強調したい点とか、あるいは補足として電取委に伝えたいこと等あれば、せつかくの機会ですので、御発言いただければと思います。御発言御希望の方は、意思表示していただければ、事務局から私に連絡があることになっております。

田中委員が御希望ですね。田中委員、お願いいたします。

○田中委員 ありがとうございます。田中でございます。

まずは、これまでの検証会合で議論された内容を取りまとめていただきまして、ありがとうございました。取りまとめ案にもありますように、監視委員会は期待される役割を、これまでのところ、果たしてきたと思っています。ですので、取りまとめの案について、異論というものは特段ございません。

その上でですけれども、「おわりに」の一番最後のページのところで書いてあるのですが、しかしながら、電力・ガスシステム改革は道半ばであり、依然として課題も多いと。さらに加えて、再生可能エネルギーの導入拡大とかレジリエンスの強化、こういった新しい課題への対応も求められているということで、そのとおり、現状認識というものが示されていて、この点が今後の取組に向けては非常に重要だろうと思っています。監視委員会が設立されて5年間たちましたけれども、次の5年間でこれまた非常に重要な時期であろうと考えております。

電力・ガスシステム改革が道半ばで終わってしまうことがないようにしていただいて、また新しい課題も出てきていますので、これに適切に取り組んでいくためにも、これからも監視委員会の役割というのは非常に大きいし、期待も非常に大きいのだろーと思っています。

これから5年後に、今回のような検証というものがされるのかどうかよく分かりませんが、けれども、これからさらに5年たって、5年後に振り返ったときに、監視委員会はやはり期待に応えて十分役割を果たしてきたなあと評価されるように、今度ともぜひ御尽力いただければありがたいなと思います。

そういう継続性という点から言いますと、44ページで、ミッションの明確化の話が出てきて、適正な取引を確保するということに加えて、公正競争の促進、それから市場メカニズムを通じた効率性の向上、こういうことがミッションとしても明確に位置づけることができるのであれば、これは非常に有益だろうと思っています。ここの記載のように、有益なだろうと思っています。そうしたことの明確化が、今後5年とか、あるいは、5年と言わず10年とか、もっと先も見据えると、一貫した、継続した取組というものを監視委員会ができ

るかどう、そういったことを担保していくためにも有効になるのだらうと思います。

というわけで、報告書には異論ないのですけれども、この辺の点について、特にコメントということで申し上げます。

以上です。

○山地座長 どうもありがとうございました。ほかの委員、いかがでございましょうか。

丸山委員、御発言御希望ですね。丸山委員、お願いいたします。

○丸山委員 ありがとうございます。報告書に関しましては、会合での意見というのを十分に反映しておりますので、私自身は、文言も含めて異論がないところでございます。

消費者法、民法というのを専門としている立場から強調しておきたいこととしましては、例えば14ページのところに記載されている小売市場に関してですけれども、1回目の乗り換えというのが行われているというデータというのも出てきているところではございますけれども、新メニューが出てきたことによって、複雑化していくことにより、2回目、3回目の乗り換えというのが妨げられるような実務にならないよう、今後も引き続き監視等を行っていただければと思います。

また、21ページに言及されている点、行数で言いますと306行辺りになりますけれども、容量市場の改善についても言及していただいておりますので、私が伺っているところによりますと、この問題については消費者団体も少なからず関心を有しているところでございます。最後のところで、電取委というのが今後、45ページのところになりますけれども、制度設計とかにつきましても、専門的な知識というのを生かして積極的に提言するということが言われておりますので、こういった問題についてもぜひ積極的な姿勢で検討をしていただければと思っております。

また、その成果というのは、45ページの下のほうになりますけれども、消費者や関心を持っている層に対して分かりやすく情報発信をしていく仕組みというのをぜひ実現していただければと思います。

書いていただいたことが具体的に迅速に実現されるとよい、このような意見を持っております。

以上です。

○山地座長 どうもありがとうございました。武田委員からも御発言御希望ですね。武田委員、お願いいたします。

○武田委員 ありがとうございます。今回の取りまとめ案、これまでの議論、適切にま

とめていただきまして、誠にありがとうございます。賛成いたします。

もう一度、関西電力の事案を自分なりに調べて、また考えてみたのですが、関西電力に対して業務改善命令というものが電気事業の健全性をおとしめ、公共の利益を阻害するおそれがあるという理由で、役職員の責任明確化、工事発注・契約の透明性の確保、経営管理体制の刷新を求めるというものでありました。

このような問題について電取委が所掌事務として対応できるのかということですが、この取りまとめの初めにまとめていただきましたように、電取委の所掌事務というのが主に電力の適正な取引の確保を図るということとするならば、難しいと思います。また許されないと思います。したがって、今回、関西電力の金品受領問題等、これは大変大きな問題でありますけれども、電取委の対応には問題なかったと思います。

他方、これも繰り返しですが、手続につきまして会合で問題を御指摘させていただきました。そのことについても書いていただいておりますけれども、今後適切に対応していただければと思います。そして、最後、今回、いろんな、これまでの達成してきた成果というものが明らかになったわけですが、同時に多様な課題が生じてきていると思いますので、引き続き監視等活動に期待しているということを申して、意見ということにさせていただきます。

以上です。

○山地座長 ありがとうございます。藤田委員も御発言御希望のようですから、藤田委員、お願いいたします。

○藤田委員 ありがとうございます。藤田でございます。

私も、この取りまとめ案の全体的にその内容に関しまして、特に異存はございません。これまでの会合における意見ですとか、また、今回の事前のコメントのやり取りなどを通じまして、この最終の取りまとめ案にそういった内容を忠実に反映していただいたと、その点に関しては大変感謝しております。

ただ、細かい点なのですが、1点御質問させていただきたいと思います。45ページの750行目のところですが、「電取委の取組についてよりスピーディかつ分かりやすく情報発信することや、外形的・形式的な観点からより一層中立性・独立性を高めることも考慮すべきである」ということを書かれているのですが、私は、この「外形的・形式的な観点から」というのが少し言葉の使い方として気になっておりまして、形式的とか外形的という言葉は余りいい印象を与えないのではないかと考えておりまして、ここでこういった言葉を使

われた意図といたしますか、この言葉の意味するところというのをもう少し御説明いただき、もしほかの言葉で変えることができるのであれば、ほかの言葉に変えていただいたほうがいいのではないかと感じております。その点につきまして、よろしくお願いいたします。

○山地座長 ありがとうございました。あと、私が意見を言った後で事務局からちょっと対応していただきたいと思います。

山地ですけれども、私も、非常によくまとめていただいたとっております。したがって、内容的に調整が必要と思われる個所は、細かいところの一つあるだけです。補足する点は、例えば28ページの送配電のところで、電取委が今後注力すべき事項、レベニューキャップの制度設計とか運用、それから、発電側基本料金の話を書いているのですけれども、ここにもう一つ、送電線のノンファーム接続に伴っての運用ルールというのが今後出てきますから、それも非常に重要なポイントだと思うので、ぜひ頑張ってください。

それから、調整した方が良くと思われる細かいところ、ちょっと先ほどの藤田委員の話と似ているところがあるのですけれども、改めて今日説明を聞いていて気になったのは、3ページから5ページにかけての電取委の説明のところで、冒頭のところを見ると、電力・ガス自由化と、電力とガスが並列しているのだけれども、4ページ、5ページの「電取委の役割」という64行目から始まるところを読んでみると、電力ばかりで、ガスが一切出てきていないですね。取りまとめのところも、「電力の適正な取引の確保を図ることが主目的であると言える」というので、ここにガスについての表記を加えたほうがいいのではないかな。もともと電力で始まって、ガスは後からついてきたというところもあるのかもしれないですけれども、ちょっとこの表記が電力しか書いていないなというのを、改めて読んでみて気がついたというところでございます。

ということで私の意見を申し上げましたので、一通り御発言ありましたから、事務局で、まず一旦ここで、どう対応していただけるか。

○恒藤総務課長 ありがとうございます。

藤田委員からございました御質問の点、750行目でございますが、趣旨としては、外から見た形においても中立性・独立性がしっかりあるなというように見られるということの点でも、しっかりやっているということが大事だということを書きたかったのですが、確かに、改めて見ますとちょっとそういう趣旨に読めないところもありまして、もっといい表現を工夫したいと考えます。

それから、山地座長から御指摘いただいた、まず後半の4ページから5ページにかけての書きぶりは、確かに、特に5ページの最後のところ、明らかにこれは電力しか書いていないのは事実と間違っておりますので、ガスなどもやっているということを書き込む形で修正したいと考えてございます。

それからもう一点、中身で大事な点で、送配電の分野において、もう一個重要な点について、基幹系統の利用ルールの見直しにおいて、それは取引にも関わる点だから、電取委もやはりその制度の検討をやるべきだという点はおっしゃるとおりでございます、実際に今後我々も、特に費用分担の在り方などについては中心となって検討していくということにしておりますので、もしお許しいただければその記載も追記したいと考えます。

○山地座長 ありがとうございます。今の事務局の御対応を踏まえて、また御発言御希望があればお受けしますが、いかがでございましょう。

特によろしゅうございますか。

では、今、事務局のほうからも言っていたかもしれませんが、藤田委員から御指摘のところの「外形的・形式的」という部分は表現を修正すると。それから、私がちょっと申し上げた、3ページから5ページにかけてのところ、ガスもちゃんと記すと。それと、私は補足的なコメントということで申し上げただけ、基幹送電線の運用ルールのところですね。割と重要なポイントだと思いますから、そこも追加していただけるということなので、それは私は非常にウェルカムでございます。

ということでございますので、今日いただいた意見を踏まえて若干の修正をするということです。審議会では、最終調整は事務局と座長に一任ということになることが多いのですが、そういう対応でよろしゅうございますでしょうか。何かそれに対して御異論ございましたら、本当に遠慮なく御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

特に御発言御希望がないようですので、それでは、今申し上げたような形で最終的に取りまとめを進めさせていただきたいと思います。また、全体通すと多分細かい文言で若干の修正というのはあり得ることだと思いますので、それも私と事務局に一任させていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

そうということで、皆さん、事務局を含めまして、御協力のおかげで、4回にわたって議論を進めてまいりましたけれども、特に委員の皆さん、活発に、しかも具体的にコメントをいただき、ありがとうございました。

本会合としては、結論は取りまとめの終わりのところを書いてありますけれども、今ま

でちゃんとやってきていたと、そういう高い評価は得られたと思うのですけれども、やはり物事は電力、ガス自由化進行中であるということでございますので、新たな課題に対して取り組んでいく。これは、先ほどの話だと、特に田中委員から御発言がございましたけれども、再生可能エネルギーの主力電源化であるとか、あるいはレジリエンスの強化であるとか、それから、ネットワーク全体の強靱化という話もございますので、あるいは、先ほどの運用のところのフレキシビリティといいますかね、そういう課題が今からどんどんありますので、そういう新たな課題にも注力していくべきだと。そういうところが重要な結論だと思います。

電取委におきましては、今回の取りまとめにおいて指摘された事項を踏まえて体制強化を含めて求められる役割を適切に果たしていただきたいと思っております。

ということで、私の座長としての役目は終わったと思っておりますので、議事進行は事務局にお返しいたします。

○恒藤総務課長 どうもありがとうございました。

以上でございますが、最後に、事務局長から。

○佐藤事務局長 すみません。では一言、まずはお礼を申し上げたいと思います。

実はこの会合を始める前に、2点、心配事がありまして、1点目はロジスティクスの面ですが、完全オンラインということで、1回目から最後まで全てオンラインということで、大丈夫かなと思ったのですけれども、先ほど座長からも言っていたように、非常にうまく進行することができまして、これも先生方の全てたまものと思っておりますので、ありがとうございました。

あともう一点は中身の点でございます。こういった検証というのは、ともすれば、委員の先生方には、ある組織の検証の場合、割と関係ある方になっていただいて評価していただく場合も多いのですが、今回は、あえて私どもの活動に、いろんな委員会等に、必ずしも参加しておられない先生に多くなっただきまして、かなり第三者的に評価をしていただいて、それも内心大丈夫かなと思ったのですが、実は、率直に申しますと、我々が自信あるところはやはり相当評価していただいて、ちょっとどうかなと思うところは厳しく御指摘をいただいて、そういう面では、かなり私ども自信を持てるところは持って、どうかなと思うところはやはり厳しく御指摘いただいて、変えるべきところは変えるという意味で、非常に中身のある報告書を取りまとめたいただいたと思っております。

つきましては、八田委員長以下、全5委員に今回の報告書を報告させていただいて共有

させていただくとともに、事務局長以下、全局員には、この報告書を熟読し、拳々服膺するように申し上げようかと思っております。また、将来の関係者、大臣以下にはきちんと報告させていただきますので、先ほどの田中先生のお話ではないですが、まず5年後、10年後も十分ちゃんとやっていると評価をしていただけるように、この報告書を基に今後も施策等に取り組んでいきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○恒藤総務課長　以上をもちまして、この電取委の検証に関する専門会合は終了とさせていただきます。

最後、本日の議事録は、案ができましたら、またお送りいたしますので、すみません、御確認のほどよろしくお願いいたします。

本日まで4回、精力的に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

以上でございます。

——了——